

---

令和8年 第2回(定例)南部町議会会議録(第6日)

令和8年3月18日(水曜日)

---

議事日程(第6号)

令和8年3月18日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第4号 令和7年度南部町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第4 議案第5号 令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第6号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第7号 令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第8号 南部町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第9号 南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第10号 南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第11号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 南部町立病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 令和8年度南部町一般会計予算
- 日程第15 議案第16号 令和8年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第16 議案第17号 令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第18号 令和8年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第18 議案第19号 令和8年度南部町太陽光発電事業特別会計予算

- 日程第19 議案第20号 令和8年度南部町水道事業会計予算
- 日程第20 議案第21号 令和8年度南部町下水道事業会計予算
- 日程第21 議案第22号 令和8年度南部町病院事業会計予算
- 日程第22 議案第23号 令和8年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第23 議案第24号 町道路線の認定について
- 日程第24 議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第25 請願第1号 政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書
- (追加議案)
- 日程第26 議案第26号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第27 議案第27号 統合保育所整備事業造成工事に関する変更契約の締結について
- 日程第28 発議案第1号 外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める意見書
- 日程第29 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第4号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第4 議案第5号 令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第6号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第7号 令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第8号 南部町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第9号 南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第10号 南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第11号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改

正について

- 日程第13 議案第14号 南部町立病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 令和8年度南部町一般会計予算
- 日程第15 議案第16号 令和8年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第16 議案第17号 令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第18号 令和8年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第18 議案第19号 令和8年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第19 議案第20号 令和8年度南部町水道事業会計予算
- 日程第20 議案第21号 令和8年度南部町下水道事業会計予算
- 日程第21 議案第22号 令和8年度南部町病院事業会計予算
- 日程第22 議案第23号 令和8年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第23 議案第24号 町道路線の認定について
- 日程第24 議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第25 請願第1号 政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書  
(追加議案)
- 日程第26 議案第26号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第27 議案第27号 統合保育所整備事業造成工事に関する変更契約の締結について
- 日程第28 発議案第1号 外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める意見書
- 日程第29 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

---

出席議員（14名）

1番 秋田 佐紀子君	2番 井原 啓明君
3番 埴田 光雄君	4番 加藤 学君
5番 荊尾 芳之君	6番 滝山 克己君
7番 米澤 睦雄君	8番 長束 博信君
9番 白川 立真君	10番 三鴨 義文君
11番 仲田 司朗君	12番 板井 隆君
13番 真壁 容子君	14番 景山 浩君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	田 子 勝 利君	書記	船 原 美 香君
		書記	荊 尾 雅 之君
		書記	赤 井 沙 樹君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	宮 永 二 郎君
教育長	二 宮 伸 司君	病院事業管理者	足 立 正 久君
総務課長	田 村 誠君	総務課課長補佐	石 谷 麻衣子君
未来を創る課長	松 原 誠君	デジタル推進課長	橋 田 和 美君
税務課長	三 輪 祐 子君	町民生活課長	渡 邊 悦 朗君
子育て支援課長	芝 田 卓 巳君	教育次長	岩 田 典 弘君
総務・学校教育課長	河 上 英 仁君	人権・社会教育課長	畑 岡 宏 隆君
病院事務部長	吾 郷 あきこ君	福祉政策課長	加 納 諭 史君
福祉事務所長	前 田 かおり君	建設課長	岩 田 政 幸君
産業課長	亀 尾 憲 司君		

---

午前9時00分開議

○議長（景山 浩君） 定刻になりましたので、会議を開きます。

ただいまの出席議員数は13人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

4 番、加藤学君、5 番、荊尾芳之君。

---

## 日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

## 日程第 3 議案第 4 号

○議長（景山 浩君） 日程第 3、議案第 4 号、令和 7 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 報告いたします。9 日から 5 日間にわたり予算の審査を行いました。

議案第 4 号、令和 7 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号）を審査いたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 4 号、令和 7 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第 4 議案第 5 号

○議長（景山 浩君） 日程第 4、議案第 5 号、令和 7 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第5号、令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第5号、令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第6号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第6号、令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第6号、令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第6号、令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決

いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第7号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第7号、令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第7号、令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第7号、令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第8号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第8号、南部町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 8 号、南部町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 号、南部町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 8 議案第 9 号

○議長（景山 浩君） 日程第 8、議案第 9 号、南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 9 号、南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について審査をいたしました。

この議案については、今の町の現状を背景にニーズを捉えたものなのかという点で可否が分かれました。

審査の結果、賛成多数で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第9号の南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対いたします。

この制度は、誰でも通園制度というふうに言われていますが、親の就労状況に関係なくゼロ歳6か月から3歳未満の未就園児が月10時間まで保育施設を利用できるという新しい制度です。今回、関連して2つの議案が上がっているんですけども、この制度は要は市町村が認可すればできるという内容で義務づけられたものだから、どこの自治体もこの条例を持たないといけなくなったというのが背景にあると思います。場所についてはいろいろ掲げられていますが、適切にそれができるとしたら類型は問わないよと、こういうことになっています。

この制度は、2歳以下の子供たちを社会的保育の必要の場を広く認められるようにしていくという点では一歩前進があったのかもしれませんが、内容はいつでも誰でも月10時間、どこでも預かる制度よということ都市部なんかは市場原理にさらされていってるのが現状だというふうに言えます。

それで、この制度で改めて読んで思いますのは、乳児等通園支援事業って書いてあるんですけども、この条例のどこにも保育という言葉が出てこないんですよ。それで変だなと思って調べてみたら、明らかに国は分けていると。自治体が本来責任を持つという保育事業ですよ、保育事業であればいわゆる公立であろうと民間であろうと市町村が責任を持つんですけども、これは明確に分けられた通園支援事業だという点では、この責任の所在が非常に曖昧になるなど。

例えば、南部町の場合はこの条例というかこれについて、すみれこども園で預かるということ町としては決めたいと言ってます。すみれこども園は町立ですけども、仮に民間になった場合、民間と契約した場合には一切自治体が責任持つことはないという制度だと。通園制度、あたかも保育園の一事業のように思うけれども、そういう内容だということです。

これはあらゆるところから、特に保育団体等からは批判されておまして、その批判の3点を上げますと、人手不足の現場が混乱する、事故のリスクが高くなる、これはもっともだと思いますね。こんなことする必要があるのであれば、まず待遇改善をして保育士を増やすことに力を費やしてほしいと。2つ目の問題は、実態は一時預かりで、異なる施設を転々と行く児童ができる可能性がある。3つ目には、制度の複雑さで、1週間前にしろといっても、よう見てたら予約すれば1日前でも制度が整えばできるっていう制度あるわけですよ。

だから、便利だとはいうけれども、子供の本当に健やかな成長を考えた場合、それが適切な事業とは言えないと、こういうふうに考えます。その立場から反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、秋田佐紀子君。

○議員（1番 秋田佐紀子君） 1番、秋田佐紀子です。議案第9号、南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の立場から意見を申し上げます。

本条例は、保育園に通っていない乳児等でも一定時間保育施設を利用できる仕組みで、こども誰でも通園制度と言われるものです。子育て家庭の孤立が社会課題となっている中で、子供同士の関わりの機会を広げるとともに、保護者が相談や支援につながる場をつくることを目的とした制度であります。この制度は、国が先行してモデル事業を実施し、その成果を踏まえて制度化されたものです。子供の成長の機会を広げるとともに、保護者の子育て不安の軽減にもつながるなど、一定の効果が確認されております。

現在、少子化が進む中で、子育て家庭を地域全体で支えていく取組はこれまで以上に重要となっています。一方で、この制度に対しては、保育士不足や保育現場への負担増加を心配する声があることも十分理解しております。日々子供たちの命と安全を守りながら保育に当たっておられる保育士の皆様には、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。だからこそ、この制度の運営に当たっては保育現場の実情を十分踏まえ、保育士の皆様の負担にも十分配慮しながら無理のない形で進めていくことが重要であります。

子供たちは地域の未来です。地域全体で子供たちを支え、安心して子育てができる町をつくっていくことを願い、本条例に賛成するものであります。

以上の理由から、議案第9号、南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成いたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第9号、南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第10号

○議長（景山 浩君） 日程第9、議案第10号、南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第10号、南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について審査をいたしました。

この議案についてもさきの9号議案同様、ニーズ、つまり住民の必要性があるのかという点で可否が分かれました。

審査の結果、賛成多数で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第10号、南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、反対いたします。

これは先ほどの9号で整備と運営を決めて、特定乳児等通園支援事業をするという運営に関する基準を定める条例ということになっています。先ほどのお話の続きですけれども、この制度を導入するに当たって先ほど出ておりました、自治体では100を超える全国の自治体でこの試行に当たってきたわけですね。それで先ほどお話しされたように一定の効果が出ているということで、全自治体の実施に踏み切ったということが背景にあります。この試行された段階ってものの、非常に大事なことでして、そこで様々な意見が出ているわけです。

まず最初、子供のほうからいきますと、子供がゼロ歳後半から預かるということになれば、人見知り、8か月不安の時期で、子供の孤立とか親の孤立を防ぐというんだけど、とてもじゃないけれども初めての出会いをする保育士と子供でゼロ歳後半から預かって、泣きじゃくって泣きじゃくって、3人まで見れるという基準ですけども、とても見れない。ということは、この制度の範囲内で保育士、定められた人数で見ることが難しいという意見が出ていて、保育士等は初めての子供は泣きっ放しで保育士がかかり切りになれば、ほかの子供が見られず保育の質が担保できない、こういう意見が上がっていた。

保育士たちはどう言ってるかというと、1歳、2歳までの、保育者との信頼関係をつくるまでが本当に大変なんだと、そういう意味では継続で安定した関係が必要だと。その中で出たのが、この検討会でも一般の保育園等に比べてこの通園制度で当たった保育士が一様に緊張、ストレス

の度合いが多いと、8割以上が出ているという報告があります。

これを見たときに、先ほどの賛成討論の中で言ってくくださったように、まずすべきことは、仮にこれをするとしても今の基準ではなく、もっと潤沢な保育士の投入がなければなかなか難しい。従来の保育園と比べて初対面の保育士と子供、まして6か月で人見知りの激しいようなことについては本当に大変だという点です。ここで話し合えたのが、保育中の重大事故というのがこの間、2004年から2022年の間として18年間で保育施設で保育事故が228人がいわゆる保育施設の保育事故で亡くなっている。そのうちいわゆる1歳までの子供が8割ですよ。その30%っていうのは、預け始めの1週間、1か月以内に50%が起きていると考えれば、どんなに初期の段階が大事かっていうことを言ってるわけです。そこで10時間の小刻み、ましてどこにでも連れていくとなったときに、継続考えられない場合のこのリスクが多いということがこの中でも出されたと言われてしています。

国の義務やからつくらざるを得ないということだと思いますが、少なくとも南部町では公立を維持することと、仮に民間した場合、町の責任がなくなるので、町とすればそれをやめるべきだということを指摘しておきたいし、そういう意味でいえば、保育に責任を持つ町とすればこういうやり方ではなく、もっともっと公定価格を増やして保育士の充実をして仮に仕事をしていなくても子供が預けられるこども園ができているんだから、そこへの支援を増やせということが自治体の仕事ではないかと。

ちなみに、一言付け加えておりますが、この誰でも通園制度の費用は国保等にかかってくる子ども・子育て支援制度のお金を使ってやると言っています。それも矛盾をはらんでいるということも指摘して、反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、秋田佐紀子君。

○議員（1番 秋田佐紀子君） 1番、秋田佐紀子です。議案第10号、南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の立場から意見を申し上げます。

本条例は、子ども・子育て支援法の改正により創設された乳児等通園支援制度、こども誰でも通園制度の運営者に対する基準を定めたものです。この制度は、国のモデル事業、乳児等通園支援事業、特定乳児等通園支援事業の成果を踏まえてつくられました。モデル事業では、保護者の支援、子供にとっての安全で安心な育ちの場の提供という効果が確認されています。

一方で、運営方法や対象児の範囲、保育士配置や安全管理などは自治体ごとに差がありました。そこで、条例によって運営の責任やルールを明確にし、安全・安心な環境を保障することが必要

となりました。本条例があれば保護者は安心して子供を預けられ、子供たちは同年代の子供と触れ合う機会を得ることができます。また、地域全体で子育てを支える仕組みを安定的に運営することも可能となります。

以上の理由から、議案第10号、南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成いたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第10号、南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第11号

○議長（景山 浩君） 日程第10、議案第11号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第11号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第11号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

ました。

---

#### 日程第 1 1 議案第 1 2 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 1、議案第 1 2 号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 1 2 号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正について審査を行いました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 1 2 号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 1 2 議案第 1 3 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 2、議案第 1 3 号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 1 3 号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について審査をいたしました。

現在、このような物価高騰の中で、特別職の職員の期末手当の率を引き上げることについて妥

当かどうか、可否が分かれました。

審査の結果、賛成多数で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。議案第13号、南部町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場から意見を言わせていただきます。

先ほど委員長のほうから発言がありましたとおり、反対の理由としては、現実的な物価高騰の折、高給取りの方のボーナスを上げる必要があるのか、これがいささか町民の人の理解を得られるのか。以上が反対の理由です。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、埜田光雄君。

○議員（3番 埜田 光雄君） 3番、埜田光雄です。議案第13号、南部町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、賛成の立場で討論させていただきます。

これは100分の172.5を100分の175に変更するものです。特別職にかかわらず、一般職員等の給料なども人事院勧告によって定められています。人事院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給料を確保する機能を有するもので、常勤の民間企業従業員の給料水準と均衡させることを基本に勧告を行っておられます。社会情勢などで変動はありますが、決定されたものを遵守してきた経緯も今まであります。よって、今回変更されたものも反対するものではないと考えますので、議案第13号、南部町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正については賛成いたします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第13号、南部町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 1 3 議案第 1 4 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 3、議案第 1 4 号、南部町立病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 1 4 号、南部町立病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について審査を行いました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 1 4 号、南部町立病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 1 4 議案第 1 5 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 4、議案第 1 5 号、令和 8 年度南部町一般会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 1 5 号、令和 8 年度南部町一般会計予算について審査を行いました。

特に地方創生関連の予算が一般財源に寄りかかっていることで、住民の声やニーズを捉えたものになっているのかという点で可否が分かれました。

審査の結果、賛成多数で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。議案第15号、令和8年度南部町一般会計予算、反対の立場から意見を述べさせていただきます。毎回言っておりますけれども、全ての事業に反対するわけではありませんが、一部事業で反対したいものがありますので、最終的には反対の意見を述べさせていただきます。

まず、今回の会計全体の予算ですけれども、昨年よりも減っているけれども、保育園の予算をへずった場合は全体的に10%伸びているという、そういう説明が町のほうからあったんですけれども、これ新規事業を除いた場合、トータル的には既存にあった事業が結局減らされてるんじゃないかというふうに私は思っております。

それと、今回えんがーの改修の予算が出されております。えんがーの改修に関しては私も直販の会員になっておりますので、えんがーの改修に関してはそもそも直販の部分を改修するんだっていうのが発端だったはずですが、今回この改修に関して直販の部分の改修が何ら含まれておりません。この点、私のほうは今回の改修に関してはちょっと問題があるなというふうに思っております。

それと、今回子供の居場所について天萬庁舎の3階を改修するという案が出ております。私は改修に関しては賛成の立場ではありますけれども、今回改修の内容を見た場合、あまりにもちょっと足りないのではないかというふうに思っております。ただ今回この説明に関して、3階を改修するだけでは終わらない、これから先も続けるというふうな説明があったことにより、これはそれでもいいのかなというふうに思っております。

それと、今回学童のトイレを和式から洋式に直すという事業が出ております。これ学童のほうからの多分出ていたやつがようやく実ったんじゃないかなと思っております。ただ、学童のほうからは普通の洋式ではなく、子供さん用の洋式にはならないかっていう、たしかそういう意見が出てたと思います。ただ、子供用の洋式トイレにする場合割高になるのでっていう説明が以前あ

ったかと思えます。ただ最近インターネットで調べた場合、普通の洋式トイレの上に普通の便座を載せた場合、子供用の洋式になるっていう、これは結構単価でインターネットで調べたら分かると思えますけれども、何千円かの予算でできるようになっております。今回事業説明のとき、私これ言いそびれたので、今言わせていただきます。

以上の理由から、反対の意見とさせていただきます。賛成の部分が多かったかなというのは、これは……。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、長束博信君。

○議員（8番 長束 博信君） 8番、長束です。議案第15号、令和8年度南部町一般会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

一般会計当初予算は80億3,600万円で、昨年の当初予算に対して12億900万円、13.1%減の大きな減額になっております。これは先ほども話がありました統合保育園の大型工事契約金の減少によるところが一番大きいことによるものと思っております。

歳入面で、町税は1.8%の伸びですが、地方交付税1%減、地方譲与税2.9%減、国庫支出金6.8%減などの見込みとなっており、大変厳しい状況にあります。

新年度の事業の中身についてですけれども、何よりも統合保育園の秋開園に向けて備品購入費を計上し、最後の総仕上げを行うこととなります。当初令和6年度に開園する計画でありましたけれども、2年遅れでのようやくの開園となりますが、浸水による危険な場所での保育環境や老朽化した園舎が払拭され、安心・安全な豊かな自然環境のよい園舎ができることは、保護者の皆さんや地域の皆さんが待ち望んでいたところであり、これを造り上げ未来につなげていくことはとても大切なことだと考えております。

次に、耳の聞こえない方やうまく話せない、聞き取れない方、あるいは外国の方にも会話が通じるように、役場庁舎の窓口文字表示システム事業、この導入があります。画期的で今もお困りの方にとっては大変意義ある取組で、効果を期待したいものと思っております。この事業は町民にとって優しい配慮ではないかなというふうに考えております。

次に、先ほどもありました子供の居場所づくりでございます。議員側から要求出されていましたが、新しく建屋を造ることなく、これに応える形で天萬庁舎内に少ない予算ですが居場所をつくることになり、一定の評価をしております。子供たちが健やかに過ごせることを期待するものであります。

次に、6次産業化支援事業です。南部町に根づいたジェラート企業がこの事業を拡大すること

への支援ですけれど、一体的なフルーツロード構想の延長線上にあり、さらなるにぎわいの創出、関係人口創出につながっていくのではないかと。町にとっても楽しみなものになるのではないかと期待してるところであります。

もう一つ、地域クラブ支援事業では今年から中学校の部活動が地域クラブに移行となりますが、その手当としてしっかり支援できる体制を整えたことであります。地域移行になって部活が不安定な状態では子供たちが十分な活動ができません。支援が十分とは言えないかもしれませんが、まずは安心して部活ができるように体制をつくることは大変意義あるものと考えております。

次に、細かいことですが、昨年えぶろんで作業をするのに夏に暑くて大変ですということで、エアコン設置の要求の話がありました。が、しかし、設置もなかったので作業されている方が倒れてしまう、こういう事態が発生してしまいました。命と安全はとても大切なことです。やっと新年度の予算にエアコンの設置費用が計上されましたので、予算が可決、承認となれば早急に設置願いたいと思います。

次に、私が重視しております人権が大黒柱の町関連の予算であります。減額とせず従来どおりの予算規模となっております。一安心しております。

本来ならば増額を望む事業もありましたけれども、先ほどの歳入減もありまして予算にも限りがあり、了としたところであります。

様々な事業があり話せば長くなりますので、ここでやめますけれども、町長の新年度の予算提案理由で力強い所信説明が述べられましたが、各事業の内容ではその力強さがいまい少し不足しているかなというようにも思え、特色が薄いのではないかなと感じました。しかし、予算が縮小規模の少ない中では致し方のないことかとも思います。各事業の中身では小さいことでも、中身の精査で僅かな減額や見直しをしている跡が随所に見られました。苦心していることがうかがえました。若干不満の残る部分はありますが、全体的にバランスを考え作成された当初予算と受け止めました。今後とも力を入れなければいけない事業が出てくると思いますが、総合的に判断し、議案第15号、令和8年度南部町一般会計予算に賛成するものであります。以上です。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前9時44分休憩

午前9時46分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。先ほど私の反対討論の中で、数字を「10%」というふうに発言しておりましたが、「1%」の間違いでした。以上、訂正をお願いいたします。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はありませんか。

次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今、議題となっております議案第15号の南部町一般会計、令和8年度の予算に反対をいたします。

全体の予算規模については先ほど賛成討論の中で述べられていましたので、省略いたします。反対する理由です。まず1番、公私連携型保育園運営支援事業で、今回指定管理の保育園から令和8年の11月から5か月分、公私連携に変わるということでその予算が8,545万6,000円。それに関連して公私連携協定の保育園に備品等として2,000万以上のお金が出されるとというのが今回の予算です。

今回この保育園の運営支援事業の8,545万6,000円で、このうち一般財源が3,369万で、そのうち町が何の補助もなく町独自で負担して100%町が負担するというのが3,369万のうち約半分ちょっとの1,367万5,000円で、これを見て私たちに出された説明資料ではシミュレーションとして1年間いわゆる指定管理から公私連携に変わった場合、どれぐらの予算の中での差が出てくるかと、こういう資料もついておりました。それによると、1年間で約729万7,000円の減額という内容でした。恐らく令和9年度からは町の保育園事業、それから小規模はなくなるとしても事業内保育所はあると思うんですけども、それ同時に何ののかんのいいながら公私連携保育園運営支援事業というのはずっと項目として続いて、ここで公費、いわゆる公定価格を入れて、県もする、一緒にする補助事業も入れて町の単独の補助も入れてこれまでと変わらない1億八千、九千万円のお金が出ていくということに変わりはないと、差が出るのは729万だよと言ってるという内容だというふうに委員会等でも読み取ってきたところで

す。

今まで公私連携にしていく、民間移管にする方法として、中身が明確になる。最初財政的にメリットがある、運営のメリットって言ったんですけども、それなかなか通用しなくなる財政的にメリットが一番だと、明白になると言ったんですよ。今まで財源的にメリットがあるといっても729万、このほとんどは、ほとんどというか、人件費が減りますよね。減ると運営費の2園が1園になったので、光熱水費が下がる、本当は下がるかどうかあの大きな建物見とったら分か

りませんが、そういう内容です。一般財源の比較で行っているんですけども、一般財源の比較では1億何ぼ出とったのが三千何ぼで済むんだというふうなやり方をしているんですね。

本来自治体が考えないといけないのは、一般財源の比較でいえば地方交付税の基準財政需要額はどうか。町長がよくおっしゃる一般財源で自由に使えるお金は少ないんだというんですけども、地方交付税っていうのはそういう意味では基準財政需要額で測りますけども、自由な自主財源だと言われてるわけですよね。その自主財源が明らかに民間になることによって減っていく。ここについての考慮が全然なされていないということは、私は正確に自治体の財政を見る上でやはり少し観点がずれているのかなと思っているところです。令和9年度がどれぐらい地方交付税に影響するかということを見ないと分からないと思うんですけども、そういう本来であれば地方自治体の運営は、なるだけ基準財政需要額取れるものから取っていくというのが本来の大変な中での地方自治体の仕事ではないかというふうに思った点からも、この公私連携の在り方はどっちにせよお金出していくんですから、一般財源を。本当にこの選択が財政面から見てもふさわしいのかなという予算だと言わなければいけないし、この729万をしみじみと見て、財政的に明らかにすることによりこれぐらいの減額で大事な公立保育園を廃止して民間にする大義はどこにあるのかと改めて痛感したということです。

2つ目の問題は、デジ田の交付金がだんだん減らされてきて、令和8年度にはデジ田という名前ではなくって地域未来交付金でしたよね、231万8,000円でこれが先ほど長束議員が言っておられた窓口での文字を表せるっていう、そういうのにできたということだと思うんです。2つ目にこのデジ田の交付金が終わった段階で、地方創生に取り組んできた南部町の方がどうであったのかという一定の分析と総括が必要ではないかという点です。御存じのように、地方創生と騒いだんだけど、出発して早々から東京の一極集中はこの地方創生の取組ではできないということが分かってきて、総務省もこれではいけなかったと言っている内容です。

人口がこれから30年以上も増えるという予想ができない段階で、このデジ田に一極集中がとどまらないこの地方創生のお金を使って、国のメニューの範囲の中での取組が本当に南部町にとってよかったのか、どれぐらいの成果があったのかということをしなければ、今年度の予算はデジ田の交付金が全くなくなった段階でこれまでと同じように続けとったら、丸々一般財源を使っていくということになってしまう。これでは住民の暮らしに使うお金に影響があるということも明らかではないでしょうか。

この取組を変えていくという大きな観点は、地方創生で国の姿勢に乗るのではなく、地域のことを考えたら都会ではやりたくてもできない第一次産業の基盤があるところでの、大変だけ

どもこの取組で産業と人口をとどめる工夫をしていくこと。それともう一つには、町長もいろんなところに出ておられると思うんですけども、これからの課題は何かっていえば、やはり自然を取り入れた環境対策で地方自治体が産業を興して人口を増やしていくと、増えやしませんね、仕事をつくっていくと、こういうところにシフトを変えていかなければならない時期に来ているのではないかというふうに考えるわけです。

そういう点から見たら、今回のデジ田交付金、これまで令和7年度についていえば3,250万円、大したことではないといいますが、この倍のお金がこの仕事に使われたわけです。それを考えれば、早々にこれまで取り組んできたまちづくり対策、JOCAへの事業、それから生涯活躍は、これは去年もデジタル田園出していないんですけども、この地方創生取り組んできた事業の見直しということ、早急に行うべきだということを指摘しておきたいと思います。

3点目には、地域振興協議会に、これまとめて9,685万3,000円の金額です。これについては私たちに出された説明資料の中でも、集落支援員14名の方々の特別交付税を人件費以外にもここに充てているということで、町とすれば地域振興協議会のお金はあるけれども集落支援員で特交で来ているから財政的な負担はそうないんだと、こういうふうないうことを言いたいんだと思うんですよ。これがそういう意味でいえば私は集落支援員のこの特交の交付税がこういう形で本当に有効に使われているのか、このことも検討していかなければいけないと思うし、本来、今、検討の課題だと思うんですけども、住民は地域振興協議会や町に何を望んでいるのか、ここでのずれが若干出てきているというのがここ十数年間の取組の中で明らかになってきた、今取り組んでいらっしゃると思うんですけども、私はこの地域振興協議会の全体の9,685万3,000円のお金の使い方いわゆるこれからの検討の課題に上げて、本来の在り方についてやるべきだと、要はこのお金見直すべきだと言っておりますということです。

それで、いろいろ言いましたが、どういうことにお金使ってほしいか。まず、暮らしや教育や購入事業では、学校給食では今回小学校の学校給食の無償化で2,954万6,000円が国から入ってきています。この時期に例えばお隣の日南町でしたか、中学校の学校給食の実現にも踏み切ったわけなんですよ。南部町でいえば今中学校の負担金が令和8年度で2,769万8,000円、このお金が一般財源から出たら中学校の給食は実現できるわけです。町長は本来、国の仕事だということなんですけれども、この学校給食の事業というのは町がやっております。

本来、国の仕事でなくっても町独自でできることもいっぱいあるはずですし、私は何よりも事務的な手続から考えて、小学校の無償化にするのであれば中学校の無償化したことのほうが教育委員会等での学校給食費の事務の負担軽減ということを考えましても一番合理的な選択方法だと

思うのに、今回3,000万等を投入して中学校の学校給食しなかったということが非常に残念だということを指摘しておきたいと思います。

それと、もう一つ増やしてほしいというところは、南部町生活道路改善支援事業、これ建設課の中にあるんですけども、町道も含めて私が言ってるのは全体何千万の金額あるんですけども、ごめんなさい、改善支援事業は町道も含めて300万円あります。中を見たら変わってきました。ほとんどが町道のり面伐採の費用です。何を求めているかという、住民はこういうことを求めているわけです。

次に、道路維持事業、これも建設課の事業ですけども、除草を含めて多くの除雪費用で6,000万近くのお金がここで出されている。住民はここに700万とか1,000万のお金をつけて一回やってみてほしいって言ってるんです。何回も繰り返しています。今、高齢化が進んできて集落の維持もできていないというのが現状です。私はこのようなことに応えていくことが地域振興協議会が使っているお金も使ってできることではないかと。そういう意味では組替えでもしてこの事業をやるべきではないかというふうに考えます。

それと最後には、やはり今、労働者の賃金を上げよということ言っています。何よりも格差をつくってはいけない、公務現場での職員の格差是正にはこれは真剣に取り組む、一義的には国の仕事ですが、今年度会計年度任用職員の件。一般128人に対して10億近くのお金。会計年度任用職員は短い方もいらっしゃいますが一概には言えませんが、194人で5億9,649万円。フルタイムで見たときの仕事というのは時間的には変わらないわけです。これはこの是正を求めていくという点をしていかなければいけないと思います。

できることは、町で、図書館の司書、保育士等の採用を広げることではないでしょうか。このこと自体が雇用の確保につながるのと待遇改善につながるし、ひいては地域の循環にも貢献できるという広い立場から見てもそれが求められていると考えます。全体的に公私連携の保育園の見直し、デジ田でのお金の使い方を改めて暮らしや教育を守るほうに使っていただきたい。

今回、物価高騰で非常にみんな困っています。今、イランの問題があってガソリンの話題が日常茶飯事。鳥取県西部よりも安来行ったほうが何円安いとか、そういうことが日常茶飯事になっているわけです。切っても切れない国政課題。国際課題と住民の暮らしの結びつきというのはこういうところに出てくるんだなと思って痛感しています。このときに行政は何をするか。環境問題も考えて暮らしを考えた場合、何らかの支援策を取らないといけないと思います。

環境問題も考えて、例えばこの夏暑くなってきました。改善されることはないと思います。町は住民にエアコン等冷房装置、そういうところに住んでくださいと言いますが、それが設置できな

い人たちはどうするのか。そういうことを考えた場合、私はエアコン設置等への支援等を考えるべきだと。補正予算でもいいからそれを出してきて今回の物価高騰対策と住民の安全対策を図るべきだということを指摘して、反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、三鴨義文君。

○議員（10番 三鴨 義文君） 10番、三鴨でございます。議案第15号、令和8年度南部町一般会計予算について、賛成いたします。

個別事業につきましては、先ほどから賛成、反対それぞれの議員の方から出ましたので聞き取りもいたしましたので、個別の案件は除きまして、全体として町長の施政方針でもありましたけれども、一つには子育て、教育施設の充実、2つ目には地域経済・産業振興、3つ目には防災・減災、生活基盤の整備、デジタル化などなど施政方針に掲げられたものがしっかり反映されております。限られた財源の中で事業の効果検証を徹底され、より効率的な行政運営を期待いたしまして、簡単ですが令和8年度南部町一般会計予算は賛成いたします。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに発言を求められる方は。

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 12番、板井です。三鴨議員と一緒に賛成討論になりますけど、お許し願って一言私も討論をさせてください。

予算の内訳については、先ほど副議長のほうから話があったとおりだというふうに思っております。

私のほうからは、8年度の重点施策でなんぶ創生2.0戦略について、行政だけではなく将来の南部町の姿を町民力で創生し、安心・安全で持続可能な南部町を若者から高齢者までの世代が支え合いながら自分らしく人生が謳歌できる社会を目指すとあります。住民主体による地域自治の実践をしてきました地域振興協議会、地域再生推進法人、また西伯病院をはじめとする医療福祉環境などの地方創生を実行に移すための土台というものが、支援や主体として対応していただいております。

地域振興協議会は地域の様々な課題解決に向けて深化をし続け、地域再生法人なんぶ里山デザイン機構は移住の応援・支援、また新しい事業として空き家を宅地化し空き家バンクに登録。新居を持ちたい方を募集をするという事業が新しく始まります。また、JOC A南部は地域住民老若男女が障がいのある方や外国人と一緒にあったごちゃまぜで南部町の暮らしやすさを提供して

いただいています。さらに、スポnetなんぶは町民へスポーツを通じた体や心の健康増進や、今年度は新たに中学校の部活動の地域スポーツクラブへの移行に対応していただくようになっていきます。

それぞれの団体は南部町の地方創生に大きく貢献していただいております。未来の南部町にふさわしい仕組み、町長の所信にもありました守るべき暮らしを守り、攻めるべき未来へ投資をする、そういった予算がこの中に含まれていると思っております。

私は、今でさえよければいいではなく、私たち大人が少しでも我慢をし、今の子供たちや若者が将来にわたって誇りを持って安心して住み続けることができるまちづくりの推進に欠かすことのできない本年度予算だと思っております。

最後に、職員の皆さんに、事業の推進に当たり誹謗中傷的な話もあるかもしれませんが、謙虚に受け止め臆することなく町民のための鋭意邁進していただくことをお願いし、私の賛成討論いたします。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号、令和8年度南部町一般会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第16号

○議長（景山 浩君） 日程第15、議案第16号、令和8年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第16号、令和8年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を審査いたしました。

まず、国保税の在り方や子ども・子育て支援金制度の在り方などで可否が分かれました。

審査の結果、賛成多数で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第16号の令和8年度国保事業特別会計に反対をいたします。

この中身は、予算が12億4,300万円、前年比約1億6,260万。県が一本なったので、そのうち町が集める保険税は1億9,187万4,000円、前年比約700万ぐらい増えてるわけですね。その中でどういう仕事をしてるかという、保険給付費は9億3,127万8,000円。これが1億5,000万ぐらい減ってきているから予算も減ってきたんだと思います。こういう予算になっています。来た分の1億幾らの、約2億円の保険税に対してあとを入れて県に納付金として2億5,768万円を払っているよという姿勢で、県に一本化になってから審査する内容が非常に見えにくくなってきているなというのが実情だというふうに思います。

反対の1番は、この国保そのものがもう制度的にも持ちこたえられないのではないかっていうことが国段階で言われています。都道府県の知事会に約束した1兆円も入れない段階で国保特別会計が非常に苦しいというのがどこでも現状だと思います。その苦しさがなぜ苦しいかという、市町村が苦しいだけではなくその払っている方々が苦しいということです。苦しくて税の中でも一番滞納の多い税の種類になってきているという内容です。そういう意味では国が負担する金額を従来の半分に返して税金を安くしていくということを町長も言ってくださっているとありますが、制度そのものを変えなければ根本的に高くてえらいということには変わらないと思います。

その上で2つ目には、国保の税を集める、この制度も変えていくべきではないか。もう世帯別というのは通用しなくなってるのではないか、世帯別ですね。それから、人頭とっていますが、人数別にしたら赤ちゃんも含めて国保税の対象になると。減免をせざるを得ないというのは、もうお金を生み出していない人からも取る税金になっているから国は減免せざるを得ないと思うんですけども、非常に取り立てる、厳しい取り立てする取組をする中で、これは大変だからといって減免制度をする。それを実施しようとする市町村はたまったものではないというのがこの内容ではないでしょうか。

今回特に反対するのは、この中に子ども・子育て支援納付金として県に払っていく納付金の中に576万6,000円が町民から集めて払っていくと。これはきっと賛成する方々は、国が説明しているように実際に負担するけれども負担増にはならないのだと言っていますが、予算で見る限りも住民への負担は出てきているのではないのでしょうか。特に何回も言っておりますが、こ

の国民健康保険というような保険の内容に、本来国の公費ですべき子ども・子育て支援金をやってくるということは、こういうことは民主的な財政民主主義から見て許されることではないのだということを実際に大きな世論にしていかなければ、何でもできるということになってくると思います。

そういう意味では、町長にはそれを言っていただきたいし、町独自としてもこの厳しい暮らしの中で、とりわけ国保に入ってる方というのは年金暮らしとかそんなに稼いでる方ではない方が多いわけです。そういうことを考えた場合、国保税の引下げに全力を尽くすためにあらゆることを通じて手段を講じるべきではないかということを指摘して反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、仲田司朗君。

○議員（11番 仲田 司朗君） 議案第16号、令和8年度南部町国民健康保険事業特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

先ほど真壁議員のほうからも話がありましたけれども、歳入歳出それぞれ12億4,300万円と定められたものでございまして、昨年に比べて1億6,260万円、11.57%の減の予算であります。

歳入歳出主なものを申し上げますと、歳入では国民健康保険税1億9,187万4,000円、前年に比べて703万1,000円、3.8%の増。県支出金が9億6,378万円、前年に比べて1億5,696万7,000円、14.01%の減。歳出におきましては、保険給付費9億3,127万8,000円、前年に比べて1億5,699万3,000円、14.43%減。国民健康保険事業費納付金2億5,768万3,000円、前年に比べて174万2,000円、0.7%減。この中に子ども・子育て支援納付金分として576万6,000円で計上されております。

予算減の主な理由は、国保加入者の医療給付費が減少するものとなっております。また、令和6年6月に成立しました子ども・子育て支援法等の一部改正する法律により、子ども・子育て支援金制度がスタートしました。子育てに係る経済的支援の強化、全ての子供子育て世代を対象とする支援の拡充、共働き等の推進に資する施策の実施に必要な措置を講ずることで子供子育て施策の全体像と費用負担の見える化を進めるために子ども・子育て支援特別会計を創設して児童手当等に充てるためにこの子ども・子育て支援金制度が創設されたものでございます。

令和8年度より加入していただいております医療保険の保険料に子ども・子育て支援金の保険料が上乗せされます。これは国民健康保険だけでなく、ほかの公的医療保険、健康保険、共済組

合、国民健康保険組合、後期高齢者医療保険等に加入されている方も同様でございます。

国民健康保険の場合は従来の保険料が医療分、後期高齢者医療制度の支援金分、介護納付金分に加えて子ども・子育て支援金の保険料の支払いをいただくものでございます。支援金は従来の保険料と合算して支払っていただくものでございます。子ども・子育て支援金の保険料については以上のような理由で御理解いただきたいと思っております。

また、この予算について、先ほども国保税が高いから減額をとというような話もございましたけれども、これは安いにはこしたことはございません。安くするためにはその財源をどこから持ってくるかといういろいろ論議ありますが、保険料の負担減にするために基金の繰り出しを続けてやがて基金が底をついたりしながら一般会計に助けを求めることがあるかもしれませんが、一応国民健康保険制度は保険加入者みんなで所得に応じてお金を出し合って医療費の支払いを2割または3割にする助け合いの制度でございます。大病をして高額医療費のお世話になることがあるとよく分かります。

健全な国保財政のために、また保険料を抑えるために保険料の負担減を求めることも必要ですが、特定健診事業として病気の予防のための施策にもっと力を入れて医療費の削減に取り組んでいく必要があると思っております。成人病予防やがん検診等に力を入れて病気になりづらい健康づくりに取り組んでいくことが必要であると私、思います。よって、議案第16号、令和8年度南部町国民健康保険事業特別会計予算については、賛成するものでございます。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号、令和8年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。  
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩を入れたいと思っております。再開はデジタルの時計で10時40分といたします。

午前10時18分休憩

.....  
午前10時40分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第16 議案第17号

○議長（景山 浩君） 日程第16、議案第17号、令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計

予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第17号、令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計予算について審査を行いました。

この議案についても、物価高騰や高齢者の暮らしを背景に子ども・子育て支援金の在り方等で可否が分かれました。

審査の結果、賛成多数で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第17号の後期高齢者医療特別会計に反対します。

今回の予算は2億6,270万円、前年比に比べて3,780万円の増です。中を見ると、保険料が1億8,433万2,000円、3,268万7,000円増です。後期高齢は広域連合で、県で一本となっていますから、町の特別会計ではこのいわゆる集める税金の金額と広域連合への分賦金約2億5,010万、これも前年比に比べて3,761万5,000円増になってきています。こういうことしか会計の中には出てこないわけです。

後期高齢者の医療制度というのは御存じのように、国民、年齢で区切って高齢者は別枠の医療保険にして、結局は差別というか、点数の低い医療押しつけてきていて、これまでに2008年から8回にわたって保険料が引き上げられてきてるんですよ。ということは、今回も前年比に比べて町内の75歳以上の高齢者から2億6,000万というのは、2億6,000万お金を集めてるということですよ。前年に比べて3,700万円も取っているわけですよ。でも、高齢者の実感として年金も上がっていないわけですよ。この中で、そういう意味でいえば、国が決めて地方が取っているいわゆるこれが権限ですよ。決めたら払わないといけない。いけなかったら特徴されて、滞納させられて、絶対払わないといけないという数字です。そういうことを審査する私たち議会とすれば本当に妥当なのかどうかという責任もあると思うんです。

それに、この上にもう一つは、先ほど言った子ども・子育て支援の納付金もこの中に入っているわけですよ、保険料の中に。全く公平、世代間の差で高齢者に負担をさせる、こういうふう

に言っている政党もありますけれども、そういう意味でいえば税制度というのはあるべきところから取ることであって、高齢者とか年齢によって取り合いするようなものではないということが、これはもう国民の合意事項にしていかなければ、こういうやり方でしてたら高齢者は生活できなくなるのではないかと。今、国会ではこのために、世代間のためにこの後期高齢だけで、後期高齢者の医療費の自己負担は2割から3割にしようかって話もあるわけですよ。これがどうして高齢者が住んでいけるのかということは、こういう高齢者が多い自治体こそ声を上げんといけんことではないかと思えます。

それで、恐らく賛成討論してくる方には、お金はどっから持ってくるのかというので、保険料負担というんですけども、私は子ども・子育て支援法を改正するときに、どうしてこういうふうに医療費から取ることを考えないといけないんだらうって考えたとき、どっかで国会でなかったかと思ったら、2024年にこの子ども・子育て支援法の改正案で審議する資料があったんですね。そこで、どうしてここに持っていくか、どうしてここで金を取らないといけないかというところで政府が答えているのは、社会保障削減以外の歳出改革によって得られた財源は全て防衛費に充てるって言ってるんですよ。こうなってきたら、地方自治体とすれば、国政問題で声を出すなといいながら、確実に今の国政のお金の使い方が町民一人一人に影響してくるっていうことを考えたら、地方自治体で働く職員も私たちも国や世界の動向を見ながらでない国民の生活は守れんというのが痛感です。

そういう意味で考えたら、今、地方自治は声を上げれるし、議会でも独自で決めることができる。高齢者への負担はやめて、高齢者、今まで働いてるときは現役並みに所得税を払ってきています。そういうことを考えたら、差別するのではなく、しっかりと医療を受けれる体制に戻すこと、同時に子ども・子育て支援金等、後期高齢者で負担するようなやり方はやめろということをしかり言っていて、後期高齢者の保険料のこれ以上の引上げはやめてほしいし、引下げを求めるものです。

と同時に、これも分かるように、この会計では後期高齢者の75歳の方々が南部町でどれだけの医療費を受けてるかというの、分からんわけです。この分からん仕組みが後期高齢です。これが分からなければ、恐らく資料が来ると思いますが、これまで国保を町村でやってよかったのは、医療、介護、それから予防ですよ、福祉、どうして医者にかからないために予防しないといけなかって傾向も、医療費を下げれるというところから循環してやるからこそ、町でやる意味があったのではなかったのかと思ったら、私はやっぱりこの広域化は問題だということも指摘して、反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、仲田司朗君。

○議員（11番 仲田 司朗君） 11番、仲田でございます。議案第17号、令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度については、被保険者の増加や医療の高度化などにより医療費総額の増加が続いており、被保険者数は2025年においていわゆる団塊の世代が全て後期高齢者となり、2030年にピークを迎えると予想されております。

そのような中、持続可能な社会保障制度とするために、医療保険制度改革により出産育児一時金の財源負担を含めた高齢者負担率の引上げが令和6年度から実施されております。さらに、一昨年6月の少子化対策関連法の成立に子ども・子育て支援金制度が創設され、令和8年度から後期高齢者医療保険の保険料に合わせ、支援金が徴収されることになりました。

後期高齢者医療特別会計予算は2億6,270万円で、昨年の当初予算に対し3,780万円の16.8%増、この会計は町が被保険者から徴収した保険料を運営主体である鳥取県後期高齢者医療広域連合に負担金として8年度は2億5,010万3,000円で、前年比より3,761万5,000円増を支出するものでございます。あわせて、低所得者世帯に属する被保険者の軽減された保険料の市町村負担分、これを基盤安定負担金としてですが、5,335万円を支出するものでございます。

この後期高齢者医療制度は、75歳以上の人全員と一定の障がいがあると認定された65歳以上の方が加入する高齢者の医療保険制度でございます。病院や薬局等の医療機関にかかられたとき、窓口で負担する一部負担金の割合は、所得区分により1割、2割、3割と3区分に分かれております。高齢者が医療費が高額になった場合は、同じ月内で1か月の医療費の自己負担額を超えた場合は、申請して認められると高額療養費として支給される高額療養費制度がございます。

また、世帯の所得に基づいて保険料の軽減措置があります。低所得者に対しては均等割が7割、5割、2割の軽減制度がございます。高齢人口が増えると同時に医療給付費が増加します。そうすると被保険者の医療保険料に跳ね返ってきます。そのため、広域連合負担金の支出が増えてきます。

国保会計でも被保険者の保険料を下げるべきとの話がありましたけれども、被保険者の増加や1人当たりの医療費の伸びにより中長期的に医療給付費の増加が見込まれ、制度の安定かつ持続的な後期高齢者医療制度を維持しながら運営確保の重要性が増しておると思います。広域連合にできるだけ町村負担が増えないような制度設計をぜひ町長のほうからでも申し入れしていただき

たいと思います。よって、議案第17号、令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成するものでございます。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号、令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第18号

○議長（景山 浩君） 日程第17、議案第18号、令和8年度南部町墓苑事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第18号、令和8年度南部町墓苑事業特別会計予算について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第18号、令和8年度南部町墓苑事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第19号

○議長（景山 浩君） 日程第18、議案第19号、令和8年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第19号、令和8年度南部町太陽光発電事業特別会計予算について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第19号、令和8年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第20号

○議長（景山 浩君） 日程第19、議案第20号、令和8年度南部町水道事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第20号、令和8年度南部町水道事業会計予算について審査をいたしました。

物価高騰を背景に公共料金の在り方、また主要管路の工事プランなどで可否が分かれました。

審査の結果、賛成多数で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。議案第20号、令和8年度南部町水道事業会計予算、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

水道料金に関しましては公共料金であるので、物価高騰の折、値下げをするべきだという意見をずっと述べさせていただいております。

今回はそれに加えて公共料金審議会が開催されます。公共料金審議会でのどのような結論が出てくるのかは分かりませんが、今回、水道料金の値上げを含まれるのではないかとというふうには危惧しております。

それと、主要管路の布設替えについての期間、これの計画がいまだに立っておりません。これに関しては現在行っている布設替えの部分が終わった時点で、それから考えるということでしたが、主要管路が壊れた場合、ニュースになるぐらい日本各地で現在起こっております。やはり主要管路の布設替えの計画だけは立てなければならないと思っております。

以上のことから、反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、三鴨義文君。

○議員（10番 三鴨 義文君） 10番、三鴨でございます。議案第20号、令和8年度南部町水道事業会計予算について、私は賛成の立場で討論いたします。

毎年、公共料金の値下げのことをおっしゃられますけれども、公共料金に一言でくくられるとちょっと、都市部の公営企業と田舎の公営企業と条件的はかなり違いまして、潤沢な都市部の企業会計と比較にならないほど地方の水道なり下水道会計なりはぎりぎり運営しています。

各議員も説明のときに見られたと思いますが、水道事業の経常収支の比較という表を見させていただきますと、昨年、一昨年、今年度との3年間の推移を提示していただいておりますが、昨年、一昨年は単年度収支が前々年度、6年度、1,746万1,000円の決算になっています。昨年、令和7年度では決算見込みですが1,456万6,000円と、それぞれ減ってはきておりますけれども、1,000万以上の黒字で推移がなっています。ところが、今年度の8年度の単年度収支を見ますと96万5,000円という見込みが、予算がされております。とても100万にも届かないだけのぎりぎりの予算が組まれているようでございます。こういった中で、黒字が96万5,000円しかないという見込みの中で水道料金を値下げするということになれば赤字転落という状況も避けられなくなりまして、とても水道料金、公共料金だからといって下げられる状況ではないというふうに関心を感じております。

それと、先ほど計画のことをおっしゃいましたが、老朽管の更新事業、毎年5,000

万ずつ今やっておりますけれども、もう耐用年数を超えてる本管がとても追いつかないほどあります。とても、べらぼうに長い計画になると思いますので、それぞれこれから計画の見直しもされると思いますけれども、容易な費用ではないなというふうに感じています。見直し計画もいずれ出来上がってくるんじゃないかとは思っています。

それから、8年度は、予算はそういうことでぎりぎりでやっておられますが、地震もあったことですし、水源の改良だとか施設の修繕だとか、いろいろこれから費用のかかる事業が出てくると思います。8年度に水道料金を下げるなんていうことがとても、先を見ただけでもできる状況ではないということを町民の皆さんにも知っていただいて、今回の令和8年度の南部町水道事業会計は賛成していきたいと思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 令和8年度の水道事業会計に反対します。

私たちが水道事業会計、次の下水道もそうなんですけれども、反対している大きな理由というのは、住民の暮らしから考えて公共料金の引下げを言っている中に水道料金も位置づけているということなんですよね。

それと、もう一つ、これを言い続けんといけんなと思っておりますのは、この水道問題が上がってくるときに絶えず出てくるのは、人口減の中でこのインフラをどう整備するかと、そのことがこのままでいいのかと、水道料金を引き上げなければもたないのではないかという論に行ってしまうんですよ。私は、水道事業と次の見てて、南部町の水道会計、特に採算の取れないところもある簡水も入れてよくやってるなと思ってるんですよ。よう黒字出してるなという点では、経費節減とかいろいろ苦勞なさってると思うんですよ。

でも、よくやってるなと思うと同時に、思い出してほしいのは、合併してから水道統合事業したときは、これは合併特例債を使ってしたということであれば、この中に入っていないんですよ。私、つくづくこの数字で思うのに、あのときに水道事業会計でやったらこういう数字じゃなかったらと思うんですよ、統合事業。ということは、合併特例債使ったからできるというんですけれども、一般財源を使って水道の会計も、いわゆる料金についても上下することはできるということ言いたいんですよ。ちなみに、全適と一部適用あるといいますが、同じ公営企業会計、次の下水は2億ぐらいつぎ込んでますよ。その時期に来てるんですよ、もう水道がね。そのときにどうするかということで町長も悩んでおられると思うんですけれども、方法を安易に水道の利用料だけに持っていかないでほしいということ言ってるんですよ。一番は国、県に対して支援策求め

るべきですよ。

先ほど賛成議員も言われた都市部とうちのこのような中山間地域では条件が違うんですよ。そこを一緒に公営企業にしたから全部赤字でいいのでせえなんて無理な話ですよ。これから人口減ってくるんですよ。そういう立場に立っていただきたいんですよ、町長が。県もそうですよ。人ごとみたいに言わないで、中山間地抱えておるのは、県の補助金を入れて一番大事な水道会計を維持するために努力してほしいんですよ。そういうことを住民に言わないで水道料金の引上げだけでは納得できないと。まして、全体見たとき、ほかにお金使っていくながらどうして水道料金に、住民の暮らし支えるために1億、2億出せんかという話になりますよね。そういう意味でいって、この水道会計についていえば、公営企業だからといって厳しい意見を出すだけではなくって、一般財源も含めてすることはあり得るという立場で国にも県にも物言っていたいただきたいということを厳しく指摘して、反対いたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号、令和8年度南部町水道事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20 議案第21号

○議長（景山 浩君） 日程第20、議案第21号、令和8年度南部町下水道事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第21号、令和8年度南部町下水道事業会計予算について審査をいたしました。

この議案でも公共料金の在り方、また関連する一般会計からの繰入金の在り方等で可否が分されました。

審査の結果、賛成多数で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。議案第21号、令和8年度南部町下水道事業会計予算、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

水道料金のおきも言いましたけれども、下水道も公共料金であり、物価高騰の折、値下げをすべきだという意見をずっと述べさせていただいております。

それに加えて、水道事業会計でも言いましたが、今回公共料金審議会が開催されます。やはり今回、下水道の値上げがされるのではないかということに対して大変問題があると思っております。

以上の2点から反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） 5番、荊尾芳之です。議案第21号、令和8年度南部町下水道事業会計予算については賛成します。

令和8年度は、令和6年度の公営企業会計、下水道事業会計予算となって3年目となります。毎年言っておりますが、この下水道の予算は一般会計からの繰入金があれば成り立たない、公営企業の基本である使用料の収入だけでは難しい会計です。

令和8年度の下水道会計予算の収入総額は4億4,415万5,000円です。そのうちの下水道使用料収入が1億6,143万4,000円、他会計負担金が1億4,729万8,000円、他会計補助金が1,569万9,000円、この他会計の負担金、補助金合わせますと1億6,299万7,000円です。一般会計の繰入金と下水道使用料、ほぼ同額で、少し繰入金のほうが多いという状況でございます。この状況で収入の基本であります使用料の、下水道料金の値下げというのはちょっととてもできません。地震もあります。この間のようにいつ地震が起こるか分かりません。下水道の本管も耐用年数に近づいてきています。今後、大規模な修繕費もかかってくるのが予想できます。何とかランニングコストを減らして、下水道料金の値上げにならないようにしていかなければなりません。反対者の意見に、公共料金審議会のことを言われましたが、そこは値上げ前提ではなくきちっと公共料金審議会でも審議をしていただくということをお願いをしたいと思っております。

支出の中で処理場費が1億4,662万円です。これは支出の全体の33%を占めます。そこで処理場の統廃合を考えられないでしょうか。また、汚泥減容にさらに努力するというようなこ

とが重要だと考えます。とにかく経費の削減を行っていくしかありません。国から補助をしてもらうとか、そういうことをできればそれにこしたことはないんですが、この南部町の下水道事業というものは今、住民生活になくってはならない必須事業であります。しかし、しっかりこの下水道事業を進めて、水道とともにライフライン、住民のために守っていくことが重要だと考えます。以上、賛成討論とします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号、令和8年度南部町下水道事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第21 議案第22号

○議長（景山 浩君） 日程第21、議案第22号、令和8年度南部町病院事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第22号、令和8年度南部町病院事業会計予算について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第22号、令和8年度南部町病院事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第 2 2 議案第 2 3 号

○議長（景山 浩君） 日程第 2 2、議案第 2 3 号、令和 8 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 2 3 号、令和 8 年度南部町在宅生活支援事業会計予算について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 2 3 号、令和 8 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第 2 3 議案第 2 4 号

○議長（景山 浩君） 日程第 2 3、議案第 2 4 号、町道路線の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第 2 4 号、町道路線の認定について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第24号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第24 議案第25号

○議長（景山 浩君） 日程第24、議案第25号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第25号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について審査を行いました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第25号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第25 請願第1号

○議長（景山 浩君） 日程第25、請願第1号、政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を

求める請願書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長です。請願第1号、政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書について、令和8年3月6日に総務経済常任委員会で審査をした結果、賛成3名、反対3名の同数となり、委員長決裁といたし、委員長が不採択を表明し……（「不採択を表明じゃない。決議したんでしょ。委員長裁決だったんでしょ」と呼ぶ者あり）そうです。委員長決裁で不採択と決しましたので、報告します。

また、御意見が賛否両論ありましたので、少しだけ紹介させていただきます。可の理由といたしまして、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払制度に加え、所得の補填をすることで収入の安定につながり、農家の生産意欲が高まること、また、販売農家の生活が安定するためには収入の補填が必要であることの見解が出されました。

否の理由でございますが、法人や大規模農家に集約されつつある中で、今、所得補償制度を設けることは疑問である。また、農業共済の収入保険もあり、保険料の補助もしている。この制度をもってフォローしている部分があること、また、請願書の中の言葉に曖昧な部分が多く、この文面では審査を継続することが難しいことということがありました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員会での審査、お疲れさまでした。

お聞きいたします。反対の否の理由に3つ上げられておりましたよね。一つは、大規模農家を、いわゆる法人とか大規模農業目指してるので、所得補償は合わない。共済の収入保険もある。ですが、1番の法人の大規模経営を目指しており、所得補償は合わないっていうのは、南部町にも法人があるんで大規模ってなかなか言いにくいですけど、こういう意見を出された方は南部町のその法人の方に聞かれたんでしょうか。所得補償なんか要らんよって言ってましたか。お聞きしたいんですよ。私が聞いている限りでは、法人の形態すごく大変なんですよ。特に私の近く、中山間地域で維持していこうと思ったら本当にえらい、それでどうですかということ。

共済の収入保険とありますが、共済の収入保険で収入の足しになるわけですか。それも聞きたい。

3つ目に、文言が、曖昧さっていうところはどこを指摘して論議するのに及ばないということになったのか、具体的に教えていただけたらありがたいです。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長です。3点の質疑をいただきましたけども、具体的にこの部分ということ聞いていませんので、また機会があればというふうに思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ということは、委員長、いろいろ法人とか大規模経営があるから所得補償は要らんってことや、その3つの件は出たんだけども、具体的にこうこうこういうことだっということにはなかったということですよ。その確認。ということは、きっと討論の中で反対なされた方、法人の大規模経営とか南部町の法人経営どうだったのかということをおっしゃってくださいよね。それ確認しておきますね。住民の農業見ながら私たち考えてるんだから、そこを教えてくださいのと、共済の収入保険があるから大丈夫というのであれば、どれぐらい大丈夫かというのもきっと討論の中で出るとおもうので、言ってやってください。

それと、文言の曖昧さっていうの分からない。これも討論でしか出ませんか。もし分かれば教えてくださいなと思ったんですけども、出なければ結構ですが、それ分かったら教えてくださいなと思います。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 1点目の曖昧な部分というのが米農家なのか、または農家全般のことを言っておられるのかというのがよく分からないものでして、紹介議員さんにもお聞きして米農家だということをお場でやっと分かったような次第でございます。

あとの部分につきましては、どこがどうなのかというのは聞いておりませんので、ではどの部分なのかなと思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前11時22分休憩

午前11時22分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。（発言する者あり）委員長報告に反対の方です。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 今、委員長が委員会の中での説明をされました。それで、私が紹介議員ということでなっております、この内容について説明をしたわけですがけれども、一番趣旨は、やはり日本の農業をいかに守っていくか、それと日本の、イコールになるんですけども、食料をいかに確保していくか、そのためには農家を守らなければいけない、そのためにはその所得補償を国の責任としてやっていかなければならない、これが一番大きな趣旨だというふうに考えています。

それで、真ん中の欄には米、野菜、果樹、畜産、酪農と書いてありますけれども、私はその場でまず米だというふうに言ったと思いますけれども、これは全体を考えて言っておられることだと、後日もう一回読んでみて思いました。それは食料というのは米だけではなくて、野菜、果樹、畜産物あるわけですし、やはりこれの、この国で作るという、自給ができるということが一番大切なことであって、今、政府の中でも米は買って食べればいいじゃないというような発言をされる人がいらっしゃいますけれども、過去の歴史を見てみると、特にイギリスとかヨーロッパを見れば食料の自給率が下がった国っていうのは国力を落としてるんですね。その反省の下に立って今現在自給率を上げるというのを国を挙げて努力してます。農業大国のアメリカでさえほぼ全ての農作物に対して補助制度を設けています。

この請願をなさった方もそういう状況を見た中で、やはり国の責任として国民が食べる食料は国で作っていく。町や小さな町でいえば自給自足っていうんです……。自給自足じゃないな。町で作ったものを自分たちで食べる、そういった体制をつくっていくことがやはり農業の安定であり、それから国民の食料の安定であり、国民の生活の安定であるということがおっしゃりたいんで、そのことを国に対して請願してほしいというのが一番のお気持ちだというふうに理解しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 12番、板井です。私は、この請願第1号、政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書について、委員長の報告にありました不採択に賛成の立場で討論させていただきます。

この制度というのは昔、過去にも存在した制度でありました。しかし、小規模農家を対象とすることで農地貸し剥がし、これは地権者が貸していた農地を返還を求めるという現象が生じてお

ります。農地集約が阻害されて、行き先があったわけなんです、この農業構造改革では農地の集約化、効率的な農業経営、つまり大規模農家に、大規模農家というのは認定農業者、認定新規就農者、集落営農に経営所得安定対策制度に変更してきたものであります。さらに、個人農業者を含めた支援策としては中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度が設置されており、農地維持に対する支援策を現在も継続をしているという現状であります。

南部町の現状を見ても平野部の農地では60%以上が、営農団体等が農業経営に従事していただき、若い農業者が育ってきています。また、農業機械や農業施設への整備に補助金制度もあり、予算化をされていることを議会は肌身に感じているというふうに思います。

今、産業課、まだ続いているんでしょうか。10年後の農業地域計画のアンケートを実施しています。特に中山間を含めた農地維持について担い手もままならない現状であるというふうに認識をしております。このような農業の現状において戸別所得補償制度は、将来の農業の実現は現実味の少ない補償制度だと思い、この請願に対する不採択の賛成討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。今回の請願は採択すべきだという立場から意見を述べさせていただきます。

何度も出ておりますが、中山間地直接支払金、これがありますけれども、これでは耕作している農地の維持にはつながらないのではないかとこのように考えております。

それと、もう一点、営農の補償というのがこの中だけで出てきておりますけれども、これは過去3年もしくは5年間に引き下がって、その売上げに対して100%ではない補償を行うことになってます。御存じのとおりお米の値段が上がったのは昨年であり、農家の所得として上がったのが昨年だけです。そして、今年も上がっておりますが、過去5年間に遡った場合、お米のトータルの金額が安いことになって、現在の補償ができないというのが現状になってます。この営農補償についても、これも不十分であるというふうに考えております。

以上のことから、直接、政府のほうから所得補償をやってもらう、これが一番最終的には農家の維持、それから農業耕作地の維持につながるというふうに考えます。

以上のことから、今回の請願に関しては採択すべきであるという意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） 5番、荊尾です。私は、委員長の不採択という判断に賛成をします。

所得補償制度っていうのは以前ありますように、米を国が買い上げてくれて、安定した制度というのはずっとあったわけですけども、それが今は自由に販売したりできるという今の制度に変わっております。これを戻すということはどうなのかというところで、どういうんですかね、決まった金額というものをやる、それ相当の最低保証するというのがこの請願の中身だと思うんですけども、基本的に農家に収入保険というのがあります。毎年の収入、米の出来高、安定した、基準があるんですけども、そこを大きく下回った場合にはこの収入保険から米の、農家の収入を補償するという制度がございまして、南部町もこの収入保険の保険料の補助をしております。これに加入していただくということが一つのカバーといいますか、そういうところになってくるのではないかというふうに私は考えておりますので、今、昔のように1俵何ぼという、国が買い上げて安定した価格を農家に保証していくということ、それとその米の値段というものを安定させていくというふうに文章は書いてあるんですけども、その差を今、国が持つことができるのかなと思ったときに、そこは請願ですから、そこもこっちの要望を言っていけばいいということなのかもしれないが、そこが私の考えてるところとちょっとそぐわないなと思って、この請願、文章も読みましたけど、少し腑に落ちないところもありましたので、私はこれを不採択ということの委員長判断に賛成します。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この請願を採択したいという意見です。

先ほどのお話を聞いてて、所得補償そのものが法人とか大規模経営から見たら何とか剥がしがあるとかいうんですけども、農地集約の障害がされるっていうことは、農水省もそういうこと言ってるのかなと思ったんですけども、まず一番は、これが出てきた背景は住民の方の農家が出てきたことということと、今回の米問題をめぐってどう考えても、米の価格が上がったといってもやはり安定しないし、今度米を続けることには不安定さがあるという方も、これ全国の課題だと思うんですよ。

それで、先日の、12月のJAの新聞、これ全国版でしたっけ、欧米並みの所得補償を求めて東京でデモとかしてるんですけど、そこで写ってたのが米の適正価格について、鳥取農事組合法人代表、鎌谷一也さんですか、この方がばあんと写ってるんですよ。鳥取県でもそうだといいことで写ってるんですけども、全国からそういう声が上がってて、今は所得補償だというのは、

農水省も農業の維持・発展のため、近年に至って所得補償政策が取られてきているってことで研究は進んでるんですよ。なぜかという、欧米はもう1990年以降は所得補償制度が常識だということになって、今現在はヨーロッパなんかで9割程度が、補助金が入ってるってことなんですよ。それから見たときに、今の日本の農業、確かに荊尾議員がおっしゃったように、国が全部食管制度を今のように改変して負担できるのかという問題あると思うんですよ、金額の。ただ、少なくとも国のお金を出さなければ、今、第一次産業の農業自体が衰退していくって、これはもう共通の認識じゃないかと思うんです。そのときに何をしていくかというときに、農家から所得補償だっていう声が出てきてると、農水省もしてて、農水省の資料の中でそれが出てるんですよ。ヨーロッパが9割、アメリカが6割、日本の補償率は15.6%、これは低いって言ってるんですよ。そこを、やっぱり農業を基幹産業としている南部町の議会こそ、これを私は上げていくことが住民の、町内の農家を励ますことになると思うし、いろんな問題あったとしたって少なくとも一致できる内容だと思いますので、もうぜひとも委員会で反対した方も含めてお考え直しいただいて、農家の方々の声を上げていこうではありませんかともう心から訴えるしかないですね。よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、長束博信君。

○議員（8番 長束 博信君） 8番、長束です。私は委員長報告に賛成で、私がこの請願書について言いましたのは、これ全体を反対しているわけじゃなくて、言い回しがよく分からない、文面が何を言いたいのかがよく分からないので、この中身を見直すんであればという話で言っております。最初の入りが農業生産の物価高騰云々で、次に農業全体のことを言っております。米、野菜、果樹、畜産、酪農、農産物全体のことを言っております。ところが、それ以降については米の話ばかりが出てきます。米の増産、需給見直しどうのこうの、価格のことをですね。最後のほうも米価のことで述べておりますが、最終的に請願事項は所得制度のみしか言っておりません。何が言いたいのかという全体が私にはよく分からない。

委員会の中で質問したら、米価のことかと思ったら米作のことだと、こういうことでしたので、それであるならば米農家に対する所得補償制度にすべきではないかという提案をさせていただきました。言い回しも、それならそれなふうな言い回しにすれば非常にすっきりしていいんじゃないかというお話をさせていただきました。この全体でやるんであれば、農業政策そのものの全体の話を持ってこない、多分筋が通らんのではないかなという気がしまして、米作、米のことであれば米に絞った話にすべきではないか。全体の話であれば全体の話としてまとめ上げたほうが

いいんではないかということをお願いさせていただきましたので、大変申し訳ないんですが、ちょっとこの文面では賛成しかねるなということで、不採択とさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第1号、政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書を採決いたします。

委員長報告は不採択でありましたが、原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

---

#### 日程第26 議案第26号

○議長（景山 浩君） 日程第26、議案第26号、令和7年度南部町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。議案第26号につきましては、総務課長のほうから説明させていただきます。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。議案第26号、追加議案フォルダーの中に一般会計補正予算ございますので、御確認をお願いいたします。

---

#### 議案第26号

##### 令和7年度南部町一般会計補正予算（第9号）

令和7年度南部町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,338千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,919,841千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月18日

提出 南部町長 陶山 清孝

令和8年3月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....  
そうしますと、今回のこの補正でございますけども、介護保険対策事業における南部箕蚊屋広域連合の負担金の確定によるもの、それからそれに伴いまして南部箕蚊屋広域連合からの委託金の確定というものでございます。

それでは、3ページを御覧ください。3ページでございますけども、第1表です。歳出です。3款の民生費、1項社会福祉費を433万8,000円増額いたしまして、15億9,000万4,000円という具合になります。

1ページ戻っていただきまして、歳入のほうでございます。歳入は20款諸収入のどこ、5項の雑入を560万4,000円増額いたしまして、9,239万6,000円となります。

18款の繰入金、2項の基金繰入金で歳入歳出を調整しております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案理由の説明がありました。

提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第26号、令和7年度南部町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

議案第26号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

.....  
日程第27 議案第27号

○議長（景山 浩君） 日程第27、議案第27号、統合保育所整備事業造成工事に関する変更

契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。議案第27号につきましては、副町長のほうから提案説明させていただきます。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長でございます。そうしますと、追加議案のフォルダの議案書のほうをお願いいたします。2ページでございます。議案第27号、統合保育所整備事業造成工事に関する変更契約の締結についてでございます。

統合保育所整備事業造成工事に関する変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、統合保育所整備事業造成工事。契約の金額は、変更前で2億2,107万1,400円、変更後2億4,601万6,100円でございます。契約の相手方は、鳥取県西伯郡南部町福成3023番地、統合保育所整備事業造成工事、TMS・タナカ特定建設工事共同企業体、代表者、水町直允でございます。

本議案につきましては、これまでも全員協議会等で御説明をさせていただいておりますが、統合保育所整備事業造成工事におきまして、一部の工法の変更に伴う購入土の数量が増加したことなどによりまして、議会の承認を伴う増額の変更契約、行う必要が生じたものでございます。本議会開会後の精算事務の過程で積算の間違いが判明いたしましたものでございます。今回、追加議案として提案をさせていただくことになったものでございます。これは私どもの確認不足によるものでございます。誠に申し訳ございません。また、議会の皆様におかれましては、審議に多大なる御負担をおかけしております。この場を借りて深くおわび申し上げます。

提案理由は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前11時47分休憩

午前11時47分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の追加議案で出た変更契約2,494万円ですけれども、先ほど副町長は積算の間違い等があったっておっしゃるんですけども、今回は3月11日に仮契約を結んだというのが私たちの資料の中に出っていますが、これはこの仮契約を結んだ内容はどうかということかと、令和7年、昨年10月の31日に協議書を受領して指示書を出している内容ですよ。それが10月の31日に協議書を出して、協議書というのは事業者と金額も協議していたのかかわらず、その場所で判断ができなかったというのは今回おっしゃってたのは、町長が議会にかけなくてはいけない金額であったのに、しないで工事を続けていたということですよ。これ明らかに、町長の専決事項である250万以上は議会にかけるということに反していることになると思うんですよ。そのことについて町長はどうお考えですか。

それと、そこに至った経過は、間違いがあった等々はおっしゃっていましたが、私が聞いているのはそれを決裁する側のことを言っております。決裁する方は、10月の31日に金額が出ないと業者は仕事ができないんですよ。それを決裁は、担当課だけでできるものではありませんよ、大きな事業ですからね。それをもらった方が250万以下でできるということを判断して、これまでにかけていなくて、もう事業終わった頃に仮契約をして出してくるというこの経過について説明してくださいということと、専決事項に書いてある、町長、あなた、250万円以上の議決が要る仕事をずっと続けとったということですよ。それが議会にも説明がなかった。3月3日の議会が始まっての中でも予算の範囲内だと言い張ってきた、このことについて経過と町長の責任をちょっと聞かせてください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 詳細についてはまた後ほど担当課長のほうから説明させます。

私からは、このようなことが起こったことに対しまして改めて議会に対しまして反省をし、また改善をしていかななくてはならないと思っています。止めなかったということは、明らかにその工事の中で全体額が250万円の変更額に達しない、いわゆる今回の増額部分とそれに対する減額要素があったということから、現場のほうはそのまま進んだというふうに解釈をしております。私のほうはそのように報告を受けてるところでございます。

しかし、結果としまして2,500万円という額の変更が生じ、議会の皆様に運営上、多大な御迷惑かけましたことには改めて申し訳なく、反省してるところでございます。したがって、10月時点で私が専決したという事実はございませんので、今回の提案をもって皆さんの御同意をいただきたいと考えています。以上です。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。今回の変更契約につきましては、10月31日の時点で盛土の数量が変更になることが判明しました。その時点で建設課のほうで積算の誤りがあっており、マイナス部分についてもその増額分を吸収できるマイナスがあるということで、協議書の中では増工金額のみを業者に報告し、マイナス分については今後精算の中でというふうな考えがございました。結果、その部分が誤りでありまして、その時点での対応についても不十分であったというふうにも振り返っております。

また、私のほうから、建設課のほうから副町長や町長への報告にも吸収できると、工事増額分についてもマイナスで吸収できますという報告をいたしておりました。その部分が今回の誤りの始まりの部分でもあります。その部分につきまして建設課といたしましても重く受け止めておりまして、今後はこのようなことがないようにということで体制も強化していきたいと思っておりますし、再発防止に努めていきたいと考えております。大変申し訳ございませんでした。本件については以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私が聞きしてるのは、経過については担当から十分聞いてきたんですよね。何回も聞いてきたし、課長からのその文言も聞いてきたんです。

私が聞いておりますのは、町長、あなたが言った、自分はいくまでも250万以内ですることであったと、こういうふうに言ってるわけですよね。現場見に行かれましたか。現場見てそう思われましたか。それが聞きたいんですわ。これは、それに工事の変更だけではなくって盛土で現状変更がされているんですよ。今まで土手の中で1.2メートルも上がっているんですよ。現場見られましたか、町長。現場見られて250万で収まるといったんですか。それちょっと聞かせてください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。お答えいたします。私は、あそこの現場を通るたびに必ず現場を見るようにしています。さらに、仕事等々で私も大変住民の皆さんに約束した手前責任がありますので、常に見てるつもりです。私が報告を受けていたのは、購入土、いわゆる真砂土を買ったことと、それから土壌改良が当初から設計に入っていました。このものがイコールで、変動はないという話を聞いていました。さらに、マイナス要素があるといったことから、大丈夫かといったことに対して議会の議決は要しないということを知っていたので、私はそういう具合に認識しておったところです。そういいながらも、最終的にこのような事態になったわけですし、

この原因をしっかりと究明しつつ、職員の研修の機会を与えとかを通じて、このような事態が二度と生じないようにしっかりとした職務体制を組みたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長は職員の問題にしてしておりますが、私が聞いておりますのは、250万で済むと思ったって言いますが、協議書には5,000万って書いてあるわけでしょう。昨日そういう話でしたよね。どういうことかということ、約款にも全部書いてあるのは、こういう契約は協議書で文書じゃないといけないって書いてある、口頭ではいけないって書いてあるんですよ。それを現場にだけ求めるんですか。そうじゃないでしょう。

聞きたいことは、執行責任者として、仮にそういう状況が上がってきても文書じゃない限り認めたらいけないんですよ。これは担当課の責任というよりは、この仕組みを理解して動かなかって、そこを指摘しなかった町長にあるんじゃないですか。あなたが人ごとみたいに言うことやないんですよ。私たちはそれで、中での職員に対しての言うこといろいろあるだろう。しかし、議会に出るときには中身が分からないとか、自分が250万でいこうと思ってたってということが、実際間違いがあったということをおおびしない限り、この問題解決しないと私は思うんですけど、どうでしょうか。（発言する者あり）

それと、250万の、いわゆる自分が専決できるのは250万に限るといって決めておきながらそれを守らなかった。結果として守っていないんですよ、いろんな理屈つけようが。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、質疑を行ってください。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。それを責任取らなければ、公の権力持ってる方々が、住民がこの話を聞いて、町民に税金払ってくれて誰が払うんですか。気持ちも……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員……。

○議員（13番 真壁 容子君） 実際に声が上がっていますが、その件についてどうかということ。

それと、最後に、この件については住民に十分説明、議会に謝るようなもん違うんですよ。公金を使って仕事をしてるということで、住民に言わないといけないことですね。そういう点から見たら、形状変更が10月に分かってる段階でどうして特別委員会にかけようと思わなかったんですか。それ聞かせてくれる。どうして議会に説明しようと思わなかったんですか。

それと、もう一つ、これ2つ目で、3つ目、住民にあの盛土協議するとは、県にも住民の理解得られなくてはならないと言っています。これ住民の理解を得たと言っていますが、ハザードマップで見たら1.5から2メートル水が出てくるわけですよ。町長はあんなに防災で、自分で努力しろというんだったら情報提供しとかないといけないわけではないですか。重大な問題であり、

説明会を再度開くべきではないか、経過とともに。このことについてどのようにお答えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。結果責任としてはもう間違いなくそれは町長の責任でございますので、これは甘んじて私の責任だと思っています。私が申し上げてますのは、このようなことに至った原因をしっかりと究明して、再発防止に努めたいと思っています。

それから、防災マップのハザードマップの変更点につきましては、これは当初のものから盛土によってどれだけ影響があるのかといったことでございますので、十分地域の皆さんには御承知いただいているものと思っています。もし必要であれば、必要があるということであれば、現場のほうからまた十分な説明をしていこうと思っています。大きな変更はないというふうに考えております。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の追加議案の契約変更の面ですけども、私は2つの点で問題があると考えています。

まず一つは、法的な問題で、役場の仕事で例えば自分たちの決めたことができないということが本来あってはならないわけです。それを専決事項で250万以上は議会の議決が必要だと、このように決めている中で仮契約をしたのが3月の11日ということになれば、10月の31日でしたっけ、協議書で業者も動いたことになりましたが、業者のほうも文書で決めないと工事にかかれな、このことを考えたときに、業者は議会の決議経ようが何であろうが契約もなしにやってる、仮契約もなしにやってるわけですよ。それができるというのであれば、町長は専決事項の250万以上が知らなかったで済むのではなくて、3月11日までで分からなかったという問題は、これは法を守っていなかったということになるではありませんか。トップがそのように法を遵守しないで、役場の職員とか住民にそういうこと言えるのかという問題ですよ。そういう点でいえば、町長は本当に人ごとのようにしか思えない。責任があるという、あんなに大事な仕事だといいながら、それに仮に特別委員会開いておれば議員のほうから……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、真壁議員……。

どうぞ。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。もし開いておれば、数量だけではなくて数字を確定した

場合に、もう少し早い段階で分かった可能性も私はあったと思っています。住民に知らせたり議会に知らせようとしないう姿勢がこれを温存させてきたっていうことも指摘しておきたいと思うんです。

それと、もう一つは、町長、今回で、専決で出されたっていうんですけども、この中では増工が5,000万ですよ。それで、土壌改良で千何万が少なくなるというんですけども、1,000万以上を造成工事から建築工事に移してるんですよ。建築工事の契約変更要るじゃないですか。1,000万超えてるんですよ。そういうことがどういう状況であるかということを説明できないで法的な問題で知らなかったでは済まないし、結果責任として250万を超えて、住民も知っているようにもう仕事を終えた段階でこういうことが出てくるということに対しての、私は町民に対しての、町長は責任を取るべきだと厳しく求めたいと思います。

3つ目には、住民への説明の問題です。町長は、先ほどのハザードマップは住民が理解してるとおっしゃいましたが、そのハザードマップで説明なされたんでしょうか。先日も複数の議員と見に行ったんですよ。そこに現場の方がおられたら、こんなふうに1.2メートルに、盛土になることは自分ら聞いてないとおっしゃってましたよ。自分たちがちょっとするときに農業委員会で日照権だの、地権者の問題って言われるのに、役場がこういうことをするときには言わなくてもいいのかっていって私ら叱られました。町民から見たら町の職員も議員も一緒なんですよ。そういう段階で町長、これまでの、あっこの場所は水が出るのではないかって同僚議員も質問してきた場所でもあるんですよ。だから余計に事態が起こったときに、住民に説明するという姿勢を取らなければ、莫大なお金使ってる保育園事業についての住民の理解が得られないことは十分承知なんではないでしょうか。それを考えた場合、私は、特別委員会等に必ず変わったことがあったら報告しますって言ってたのに、こういうことは住民から知らされて分かったことと、こちらから言わないと説明にならなかった、この点も議会軽視と住民軽視であって、自分たちのやってることが何とか範囲内で収まるかといっただけ言いたくなかったんだろうかと思わざるを得ないんですよ。そういう姿勢では住民に通用しない、そのことも厳しく言っておきたいと思います。

最後に、住民に対してやっぱり説明会を再度行うべきですよ、あのハザードマップを持っていて、どのように違ったのか。これは町の責任でもあると思いますので、言われたらするということではありません、やるべきだと。つくづく思うに、ある場所に行ったときに、仮に自分が民家造るとすれば、隣の家より1メートル以上、2メートルも上げて擁壁を造って自分とこを高く上げて、その土がいけなかったからといってその土を掘り起こして、隣の堤に堤以上の1.2メートルの土を盛土にして形状を変更させて、普通こういうことが部落で起こったら、集落で

起こったら集落の方が黙ってないと思うんですよ。まずそういうことはしないでしょう、それで。町政だからできるかと思ったら大きなおごりであり、私はこういう意味でもあの場所を選んでやったことは失政だと、そういう意味では禍根を残す失政だと指摘をして、それを補うためにはまずこの計画とハザードマップを持って、少なくとも地域の住民を、全住民対象にした説明会を行うべきだということを厳しく指摘して、今回の追加議案に反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、三鴨義文君。

○議員（10番 三鴨 義文君） 10番、三鴨でございます。このたびの議案第27号、契約変更について私は賛成の立場でございます。

先ほど来、出ていますけれども、原因は何か、それまでの経過、今日までの経過はどうだったかっていうことはもう特別委員会の中でも説明を受けましたし、全員協議会の中でも説明を受けてきました。原因は、予測してなかった掘削土が非常に軟弱で利用できないものだった、これが発生したからこそ5,000万増工が出てきたわけですが、その時点で担当課としては減額となる業種もあるので、相殺するということできますということ町長にも説明もされたということも聞きました。ですから、町長は担当課の試算で議会にかけなければならないような金額にはならないという判断で、250万以下で相殺できるんだなというふうな判断をなさったんだろうと思います。その後、担当課のほうから精査をされたら、やっぱり2,400万ですか、議会にかけなければならない変更が生じたということでもあります。

私どもも何回も質問もさせてもらったり、経過も聞いてきましたので、ここでそういった思い込みや違算があったことを追及していくより、このたびの変更契約を早くしていただいて、工事に支障にならないように、工程が遅れないように早く仕上げてください、予定どおり工事が完了することを願っておりますので、今回の変更契約については、私は賛成していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第27号、統合保育所整備事業造成工事に関する変更契約の締結についてを採決いたします。

議案第27号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 8 発議案第 1 号

○議長（景山 浩君） 日程第 2 8、発議案第 1 号、外交努力により中東地域の早期事態収拾を  
求める意見書を議題といたします。

提出者である議会運営委員会委員長、三鴨義文君から提出理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 議会運営委員会委員長、三鴨でございます。

.....  
発議案第 1 号

外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出する。

令和 8 年 3 月 1 8 日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....  
別紙、案が載っておりますので、御覧いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後 0 時 0 9 分休憩

.....  
午後 0 時 0 9 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

それでは、意見書案について事務局長より朗読をさせます。

○議会事務局長（田子 勝利君） 事務局長でございます。着座のまま読み上げさせていただきます。

.....  
別紙

外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める意見書（案）

2 0 2 6 年 2 月 2 8 日、米トランプ政権とイスラエルのネタニヤフ政権は、イランに対する大規模な攻撃を開始した。これは、国連憲章と国際法を蹂躪する無法な先制攻撃である。

これまでの歴史的経緯から、各国のあいだで緊張関係が続いているが、いかなる理由があろうとも、国際法を無視した武力攻撃を行い、幼い子どもを含め、罪のない一般市民に多くの犠牲者

が出ることは許されることではない。

戦争は最大の人権侵害であり、これほど悲惨で残酷なものはない。

また、ホルムズ海峡周辺の事態悪化で、原油輸送に影響を及ぼし、日本国内でも、ガソリン等、エネルギー価格の高騰が物価高に追い打ちをかけ、国民生活に深刻な影響を与えてきている。

日本政府におかれては、当事国をはじめ各国に対して、国際法を遵守し武力ではなく対話を基調とした外交努力により、中東地域の現状について早期に事態収拾を働きかけることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月18日

鳥取県西伯郡南部町議会

**【提出先】**

内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

以上でございます。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論を終結します。

これより、発議案第1号、外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

.....

日程第29 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（景山 浩君） 日程第29、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といた

します。

お諮りします。議会運営委員会、総務経済、民生教育、広報の各常任委員会及び議会改革調査、可燃ごみ処理広域化等影響調査、統合保育所建設調査の各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第2回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和8年第2回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後0時13分閉会

---

#### 議長挨拶

○議長（景山 浩君） 3月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

3月2日の開会以来、本日まで17日間の長きにわたる会期中、令和8年度一般会計予算をはじめ、各特別会計当初予算、令和7年度補正予算、条例制定、条例の一部改正、このほか多数の重要案件が提案、審議されました。終始熱心に御審議をいただき全て議了できましたこと、議員各位の御努力に対し謹んで深く敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げます。また、町長をはじめ、執行部の議会審議に対する真摯な態度に対し、心より敬意を表するものであります。

3月4日、5日、6日の3日間にわたる町政に対する一般質問、議案審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては、町政執行に十分反映されますよう強く要望いたします。

さて、今期定例会におきましては、議員発議による外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める意見書を全会一致で可決をいたしました。今年2月28日、アメリカ・トランプ政権とイスラエルのネタニヤフ政権はイランに対する大規模な攻撃を開始しましたが、いかなる理由があ

っても国際法を無視した武力攻撃により罪のない一般市民に多くの犠牲を及ぼすことは許すことができません。また、戦争は最大の人権侵害であり、これほど悲惨で残酷なものはありません。対話を基調とした外交努力により、中東地域の現状について早期の事態収拾を働きかけることを強く日本政府に求めるものです。

3月も半ばを過ぎ、南部町が最も輝きを放つ桜の季節が近づいてまいりました。法勝寺川土手や城山公園、緑水湖畔やとっとり花回廊の桜、そして一式飾りなど、町内外からの多くの皆様に春の南部町の魅力を満喫していただければ幸いです。

議員各位におかれましては、健康に留意され、町政発展のため、なお一層御精励いただき、町民の皆様への負託に応えていただくよう御要請申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 3月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は3月2日から本日まで17日間にわたって開催され、令和8年度一般会計当初予算をはじめ24議案について御審議いただき、本日、全議案とも御賛同賜り、御承認をいただき、誠にありがとうございました。その中でも、本日追加しました2議案につきましては、議会運営に多大な御迷惑をおかけしましたことに改めておわびを申し上げる次第でございます。このようなことがないよう、原因をしっかりと究明しながら改善に当たってまいりたいと思っています。

さて、4日、5日、6日の3日間にわたり、10名の議員の皆様から町政に関する一般質問をいただきました。地震での課題と改善点など、地震に関する御質問を4名からいただき、改めて災害への備えを住民の皆様と共に共有することが重要であることを再認識したところでございます。先週13日には、震災翌日から給水活動を支援いただきました尾道市を訪問し、平谷市長をはじめ、高垣上下水道局長、前川総務部長に面談をいただき、お礼を申し上げた次第でございます。

一般質問ではほかにも統合後の旧園舎の有効活用、人権施策、子宮頸がんワクチン、水道事業、除雪、保育園の民間移管、脱炭素施策、地方自治の本旨や人口減少と高齢化による災害避難行動に関する御質問、西伯病院、住宅開発や企業誘致の在り方、人口減少対策と中山間地の未来像など、現在の南部町を取り巻く広範な政治課題について御質問を頂戴いたしました。議論のかみ合わなかった部分、不足した部分もあったかと思いますが、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

いよいよ今週末には町内の桜も綻び始める時期を迎えます。南部町が一番華やぐ季節を迎える

ことになります。来月の4日、5日の両日は法勝寺一式飾りとさくらまつりも行われ、町内外から多くの皆様にお越しいただくものと思います。このさくらまつりの準備並びに運営には観光協会に延べ4人のおてつだびプロジェクトの旅人に2週間の日程で参加をいただきます。また、とっとり花回廊ではスプリングフェスティバルも開催をされます。40種、240本の桜は大きく成長し、すばらしいお花見スポットに成長していますので、町民の皆様にもぜひ御家族おそろいで、また御友人もお誘い合わせて、南部町の春を皆さんと満喫したいと思っています。

議員各位におかれましては、閉会中に当たっても御指導いただきますよう改めてお願いを申し上げ、閉会の御挨拶とします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

---